

函館市文化芸術の振興に関する基本方針

函館市教育委員会

目 次

I	基本方針の策定にあたって	
1	策定の背景	1
2	位置付け	2
3	文化芸術振興の対象とする範囲	2
II	文化芸術振興の基本的考え方	
1	基本理念	3
2	文化芸術振興の視点	3
3	文化芸術振興の担い手	4
	(1) 市民	
	(2) 民間団体	
	(3) 教育機関	
	(4) 市	
III	施策の方向について	
1	市民の自主的な文化芸術活動の促進	6
2	市民の文化芸術に対する意識の高揚	7
3	市民の文化芸術に接する機会の拡充	7
4	文化芸術活動を行いやすくするための環境の整備および充実	8
5	歴史的文化遺産その他伝統的な文化芸術の保存, 継承および活用または 発展	9
6	文化芸術活動を担う人材の育成	10
IV	推進のために	
1	多様な主体との連携・協働	11
2	市民の意見の反映	11
3	推進体制の整備	11

I 基本方針の策定にあたって

1 策定の背景

豊かな自然と風土を擁する函館は、ペリー来航による開港を契機に外国文化が流入し、異国文化が交錯するハイカラなまちとして独自の発展と繁栄を遂げてきました。人々は、様々な文化を受け入れ、自らの一部とし、あるいは改良を加えて新たな文化を創ってきました。このような先人の進取に富んだ気性は、現在も市民の中に脈々と息づいており、今日、市民主体の様々な活動が展開されています。

文化芸術は、人々の創造性を高め、感動や安らぎを与えるとともに、感性を豊かにし、私たちの生活に潤いをもたらします。また、活発な文化芸術活動は、まちに新たな息吹を与え、生き生きとした活力ある社会を築くことにつながっていきます。

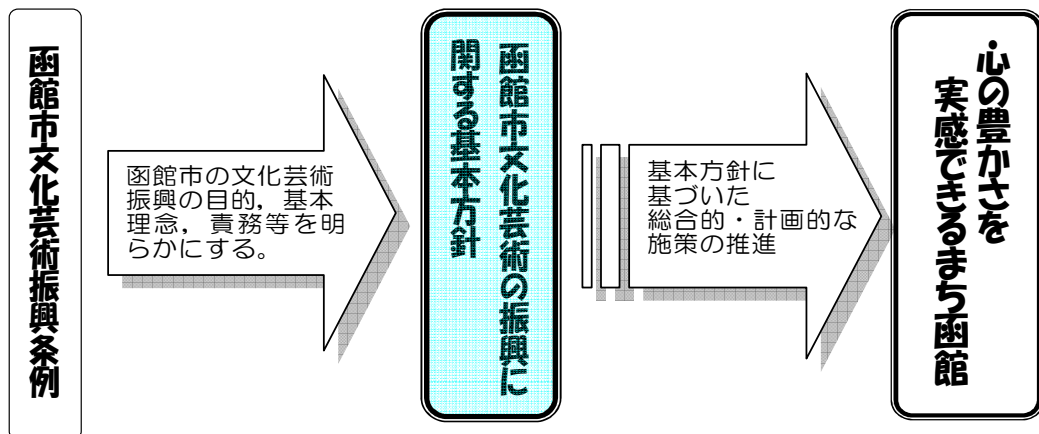
国においては、国民の文化芸術に対する関心の高まりを受け、平成13年12月に『文化芸術振興基本法』（以下「基本法」という。）を制定し、翌14年12月には『文化芸術の振興に関する基本的な方針』を策定しました。これらを受け、文化芸術の振興に関する条例や基本方針（計画）の策定に取り組む自治体が増えています。

独自の歴史や文化を有する本市では、近隣4町村との合併により新たな個性が加わり、広域的な文化芸術振興の取り組みが期待されています。市民がそれぞれの個性を尊重し、自主的かつ創造的に取り組む文化芸術活動の促進をはじめ地域の特性に応じた文化芸術の振興を図るため、平成18年3月に「函館市文化芸術振興条例」（以下「条例」という。）を制定し、今後の文化芸術振興施策（以下「施策」という。）の方向を示すために函館市文化芸術の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものです。

2 位置付け

この基本方針は、本市の文化芸術振興を図っていくため、条例に基づき施策の方向を定めるものです。

今後、この基本方針に沿って、各種施策を推進します。



3 文化芸術振興の対象とする範囲

基本法において、振興すべき文化芸術の範囲（下記（参考）参照。）は、非常に幅広いものに規定されています。

この基本方針で対象とする範囲は、概ね基本法と同様としますが、本市の文化芸術の現状や独自の歴史等を踏まえ、基本法の例示にある「芸術」に加え、「函館らしい文化芸術」の振興を重点的に取り組む分野とします。

（参考）基本法における文化芸術の範囲（第8条～14条より）

- ・ 芸術：文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
- ・ メディア芸術：映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・ 伝統芸能：雅楽，能楽，文楽，歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・ 芸能：講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
- ・ 生活文化：茶道，華道，書道その他の生活に係る文化
- ・ 国民娯楽：囲碁，将棋その他の国民的娯楽
- ・ 出版物及びレコード等
- ・ 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域における文化芸術：各地域における文化芸術の公演，展示等，地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

II 文化芸術振興の基本的考え方

1 基本理念

文化芸術の振興にあたっては、条例第2条に掲げた次の4点を基本理念として、施策を推進します。

- (1) 市民の自主性および創造性が十分に尊重され、多様な文化芸術の保護および発展が図られるとともに、市民主体の多彩な文化芸術活動が行われるよう配慮します。
- (2) すべての市民が文化芸術を創造し、享受する権利を有することを踏まえ、市民が等しくこれを創造し、これに参加し、またはこれを鑑賞することができるような環境の整備を図ります。
- (3) 郷土を愛する心がはぐくまれ、先人から受け継がれてきた文化芸術が保存され、および将来に継承されるよう配慮します。
- (4) 広く市民の意見が反映されるよう十分配慮します。

2 文化芸術振興の視点

文化芸術は、人によって見方や考え方が千差万別であり、画一的な尺度を持たない個々人の価値観に基づくものです。このため、市民一人ひとりが自主的に活動することにより、文化芸術が活性化され、豊かで特色ある地域の文化が生まれるという基本的な考え方をまち全体で共有していくことが大切です。

歴史を反映した古くて良いものが、住んでいる人々の感性を豊かにするとともに、新しいものを生み出し、それがまた新たなまちの伝統や文化芸術になっていきます。

また、文化芸術活動には、創造する側と享受する側の両方があり、互いに刺激し合い、切磋琢磨することによって、新たな創造と発展につながっていきます。

このように様々なつながりや関わりによって、重層的に文化芸術が発展していくことから、本市の文化芸術の振興にあたっては、

- **市民が主役の文化芸術の振興**
- **地域の個性を生かした文化芸術の創造**
- **文化芸術を生かしたまちづくり**

これら3つの視点を基調に、I-3「文化芸術振興の対象とする範囲」で述べた「芸術」、「函館らしい文化芸術」の振興に重点を置き、施策を推進します。

3 文化芸術振興の担い手

(1) 市民

文化芸術の創造、発展の担い手は、市民一人ひとりです。

多くの市民が文化芸術にふれることにより、文化芸術を育てる基盤が形成され、新たな文化芸術の創造へとつながります。

市民一人ひとりが文化芸術活動への理解を深め、自主的に関わる意識を持ち、積極的に文化芸術活動を行うことによって、本市の文化芸術を支えます。

(2) 民間団体

文化芸術活動団体やNPO、町会、企業等の民間団体は、組織力や独自の手法、企画力を有し、文化芸術振興の大きな担い手となり、豊かな地域づくりの推進力となります。

民間団体がより広い視点、結集した力を発揮した文化芸術活動を積極的に展開し、文化芸術に関する取り組みを市民に還元することによって、本市の文化芸術を支えます。

(3) 教育機関

幼稚園や小・中・高等学校では、子どもたちが文化芸術にふれることを通し、豊かな感性や人と共感する心をはぐくみ、大学等では、豊富な人材

や資料，研究・教育活動を通し文化芸術の質を高め，また，図書館や美術館など社会教育機関では，鑑賞事業や人材育成事業を展開し，市民が文化芸術に親しむきっかけを提供しています。

教育機関が，文化芸術にふれる機会の充実や次代を担う人材の育成，高い専門性を生かした支援など，文化芸術活動に積極的に関わることで，本市の文化芸術を支えます。

(4) 市

市は，市民が主役であるという考え方に立って，市民の自主的な文化芸術活動を促進するとともに，支援に努めるほか，文化芸術に係る多様な主体がそれぞれの特性を生かしながら，文化芸術の振興を効果的に推し進めるための施策に総合的に取り組みます。

Ⅲ 施策の方向について

本市における文化芸術の振興に向けた施策の方向は、次のとおりです。

なお、文化芸術の振興に関し、新たな重要な事項が生じた場合には、必要な施策を弾力的に展開することとします。

1 市民の自主的な文化芸術活動の促進

文化芸術活動は、市民の主体的、自発的な活動であり、その個々の活動が互いに結びつくことにより、さらに活動の領域が広がり、新たな創造性豊かな文化芸術が生まれることが期待されます。

文化芸術活動の発表の機会の充実や、文化芸術活動団体への支援などを通じて、市民の自主的な文化芸術活動を促進します。

【施策の方向】

- 多様な文化芸術活動団体への支援の充実
- 高齢者、障がい者の文化芸術活動の促進
- 文化芸術に関する学習機会の充実
- 文化芸術活動支援体制の充実

《施策の例示》

- 民間団体等との連携の強化
- 国、道、企業メセナ等の支援制度の調査研究
- 高齢者の豊かな知識や経験の活用場の提供
- 障がい者の文化祭等の開催支援
- 生涯学習事業との連携による文化関係講座の提供
- 文化芸術プラットフォーム*の調査研究

※ 様々な主体（文化芸術を創造する者、鑑賞する者、支援する者、参加する者、ボランティア等）が対等な立場で自発的に情報を持ち寄り、交換し、共有し、連携を図るコミュニケーションの場のこと。

2 市民の文化芸術に対する意識の高揚

市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、親しむことのできるまちを目指すためには、市民の関心と理解を高めることが肝要です。

市民の文化芸術に対する意識の高揚を図るため、日常生活において身近に文化芸術を感じる事ができ、また市民の意見が文化芸術の施策に反映しやすい環境づくりを図ります。

【施策の方向】

- 市民との協働の推進
- 郷土学習の推進
- 文化芸術に対する意識高揚のための啓発活動の推進
- 文化的な公共空間の創出

《施策の例示》

- 文化芸術振興に関する市民懇談会の開催
- 市民の企画による公募事業の開催
- 学校教育における郷土学習への取り組みの強化
- 文化芸術振興フォーラム等の啓発事業の開催
- パブリックアート事業の継続実施

3 市民の文化芸術に接する機会の拡充

市民が心豊かで潤いのある生活を送っていくためには、文化芸術に身近に親しむことができるきっかけづくりが必要です。市民が文化芸術にふれ、感動する機会を増やすことにより人々が集い、文化芸術振興のエネルギーも生まれます。

文化講演、展覧会等の開催や多様な活動団体との連携を通じて、身近に文化芸術にふれる機会を拡充します。

【施策の方向】

- 質の高い鑑賞事業や身近な場所で気軽に文化芸術に接する機会の充実
- 図書資料等の整備・充実
- 文化ボランティア活動の推進

《施策の例示》

- 優れた公演・展覧会など鑑賞事業の提供
- アウトリーチ事業*の実施
- 子どもや親子を対象にしたワークショップや鑑賞事業の提供
- 市ゆかりの作家の資料収集と展示会等の開催
- 文化ボランティア登録制度の導入

※ 手を伸ばすこと、地域への奉仕援助活動、公的機関などの出張サービスという意味で、文化芸術においては、文化芸術活動団体ないし文化施設が、文化芸術にふれる機会の少ない市民に対し、学校や地域に出向いて普及啓発活動などの取組みを行うこと。

4 文化芸術活動を行いやすくするための環境の整備および充実

市民誰もが自主的に文化芸術活動を気軽に行い、その活動を広げていくためには、発表の場や練習の場、文化芸術にふれる場の確保など、活動の場の充実を図ることが必要です。

活動の拠点施設の充実に加え、市民、民間団体や市の実施する事業に参加しやすい環境を整えるなど、ハード・ソフト両面での環境の整備・充実を図ります。

【施策の方向】

- 文化芸術関連施設の整備・充実
- 文化芸術活動の場・発表の場の充実
- 文化芸術関連施設の管理・運営の弾力化
- 文化芸術に関する情報機能の充実

《施策の例示》

- 中長期的視点に立った計画的な整備や修繕の実施
- 学校開放や屋外公共スペースなど公共施設を活用した文化事業の促進
- 指定管理者制度の導入と適切な運用
- 文化芸術活動団体情報，イベント情報，人材情報，文化芸術関連施設情報などをデータベース化した文化芸術関連情報システムの構築

5 歴史的文化遺産その他伝統的な文化芸術の保存，継承および活用または発展

今日まで伝え残されてきた歴史的文化遺産や伝統的な文化芸術は，市民共有の財産であり，市民が身近にふれることで郷土に対する愛情もはぐくまれていきます。

これら歴史的文化遺産や伝統的な文化芸術を保存・継承し，さらなる発展を図る施策に取り組むとともに，市民の歴史的文化遺産に対する関心を高め，活用機会の充実を図ります。

【施策の方向】

- 歴史的文化遺産の有効活用
- 歴史的文化遺産等に関する情報発信の充実
- 函館の伝統（ふるさと）文化の保存・継承・活用
- 伝統的文化芸術の後継者の育成

《施策の例示》

- 歴史的文化遺産を活用した文化事業の開催
- フィルムコミッション等との連携による情報発信
- 地域固有の祭り，民話，食物など生活文化調査の実施
- 伝統文化講座の開催

6 文化芸術活動を担う人材の育成

文化芸術活動を地域に根付かせ、多彩な展開を図るため、主体的に担う人材と団体の育成は勿論のこと、指導者、専門家の養成など、長期的視野に立った人材の育成が求められます。

加えて、児童・生徒向けの教育・体験プログラムを充実させ、子どもたちが文化芸術に親しみ、参加する機会をつくり、心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。

【施策の方向】

- 芸術家や文化芸術活動を支える担い手の育成
- 青少年の文化芸術の発表機会の充実
- 大学など教育研究機関等との連携強化
- 地域間・都市間の文化芸術交流の促進
- 顕彰制度の充実

《施策の例示》

- ワークショップ、コンクール等の開催・充実
- アートマネジメント^{※1}の人材育成支援
- 青少年を対象とした文化芸術活動の発表事業の開催
- 市外からの専門家招へい事業等の開催
- アーティスト・イン・レジデンス^{※2}の推進
- 民間団体等を通じた文化芸術交流事業の支援
- 文化芸術活動を奨励する顕彰制度の創設

※1 文化芸術に関する事業の運営、文化芸術施設の管理運営、芸術家の活動の管理、文化芸術団体の経営、またはそのために必要な文化芸術関連分野での資金調達やマーケティング、ノウハウ、経済、会計の知識や技術のこと。

※2 他の地域の芸術家が一定期間、地域に滞在しながら芸術活動を行うことにより、芸術作品制作と文化交流を同時に行うこと。

IV 推進のために

1 多様な主体との連携・協働

文化芸術の振興にあたっては、市民、活動団体、民間企業、NPO法人など、文化芸術に関わる多様な主体と連携・協働して事業を展開していくことが必要なことから、各主体とのネットワークの構築や、協働の仕組みづくりを進めます。

2 市民の意見の反映

本市の文化芸術振興を推進していくうえで、文化芸術に関わる多様な主体との情報交換に努めるとともに、事業実施にあたっての意見の募集、検討組織への参加要請など、効果的に施策に反映させる仕組みづくりを進めます。

3 推進体制の整備

市の文化芸術振興に関する施策は、市長部局、教育委員会で実施しているもののほか、(財)函館市文化・スポーツ振興財団においても主体的に文化芸術振興事業を展開していますが、今後の文化芸術振興を効果的かつ計画的に推進していくためには、各部局との連携を強化し、総合的かつ効果的に各種施策を一体となって推進していきます。